

無実の死刑囚・元プロボクサー 袴田巖さんを救おう！

# 無実

第23号 2006年10月30日

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会

424-0006 静岡市清水区石川本町16-18

電話：0543-66-2468 FAX：0543-66-2475

郵便振替口座：番号 00890-7-185276 名称：清水・静岡袴田巖救援会

ホームページアドレス：<http://hakamada2.exblog.jp/>

## 11月例会は

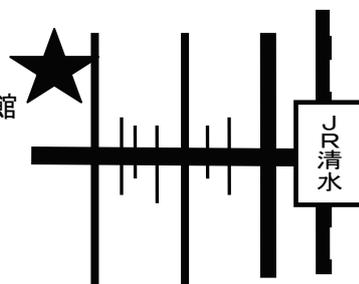
11月4日(土) 午後7時～9時

清水辻公民館

清水辻公民館 1F 第1会議室で

テーマ：「みそ漬け衣類の再現実験」

みそ漬け一ヶ月後の衣類の確認を、行います ぜひ、ご参加下さい！



## 11月20日(月)は 最高裁へ！東京拘置所へ！

日時：11月20日(月) 午前8時から

場所：最高裁判所 西門前集合

地下鉄 永田町駅【地下鉄半蔵門線・有楽町線・南北線】

南門・西門まで徒歩約5分(4番出口から青山通りを三宅坂交差点(東)方向へ、2番出口も同程度)

国会議事堂前駅【地下鉄丸ノ内線・千代田線】

南門・西門まで徒歩約15分(1番出口から国会裏側の通りを国会図書館(北)方向へ)

行動内容：最高裁前での情宣活動

担当裁判官、調査官への面談要望・要請書提出

午後は袴田さんへの面会を求めて東京拘置所へ！



袴田さんの命運を握る最高裁判所

# 最高裁への要請書の作成をお願いします

11月20日(月)、私たちは東京・再審を求める会と共に最高裁判所に、担当裁判官(調査官)との面談を求め、要請書を提出をいたします。

1980年(昭和55年)11月19日、最高裁判所は袴田さんの無実の訴えを無視し上告を棄却してしまいました。この上告棄却によって、袴田さんの死刑が確定し、死刑囚としての袴田巖さんの生活が始まったのです。

「確定死刑囚」としての26年にも及ぶ拘禁は、袴田さんの心を徐々に蝕み、1990年頃より次第に面会を拒否するようになりました。

姉・秀子さんが最後に面会したのが2003年の3月10日です。それからすでに3年7ヶ月が経過しています。この間東京高裁の即時抗告棄却の決定があっても、です。「房から出れば、死刑が執行されるかも」との思いが、袴田さんにはあるのかもしれない。

袴田さんが安心して面会人と会えるためには、一日も早く再審開始の決定が必要なのです。もう一刻の猶予も許されないのです。

そこで、私たち「袴田さんの無実」を信じている一人ひとりの声を「書面」に記し最高裁に提出したいと思います。

みなさんにお願ひがあります。内容は自由ですが、**最高裁に提出する「書面」を、みなさん一人ひとりに、自筆で書いて頂きたい**のです。

書面のタイトルは「上申書」「要請書」「お願ひ」「訴え」など、自分が言いたいことを書いて下さい。**書いた書面は、当会にお送り下さい。**多くの「書面」をまとめて、最高裁に提出します。

以下、例文を示します。参考にして下さい。

**宛 先**

最高裁判所 第2小法廷 御中

事件番号 平成16年(し)第258号

## 「要請書」「お願ひ」「訴え」「上申書」など自由に

(案1.) 私は貴最高裁判所に特別抗告を申し立てている、いわゆる「袴田事件」の犯人とされている、袴田巖さんの無実を信じている者です。

袴田さんは逮捕されてすでに40年を過ぎてしまいました。逮捕後の袴田さんには、常識をはるかに超えた長時間の取り調べを行い、無理矢理いわゆる自白をさせています。そのため、その自白内容は変遷が多く、とても犯人の自白とは考えられません。また、被害者4人に骨まで切断するような傷を負わせ、死亡させたとするにはお粗末な工作用の小刀を凶器とした判決。そして、一審公判途中に出てきた5点の衣類

の出現など、袴田さんを犯人とするにはあまりにも疑問が多いと思います。

ぜひ、一日も早く裁判のやり直しを行い、事件の疑問点を明らかにして頂きたいと思います。

**(案 2.)** 私は現在最高裁判所に特別抗告をしている袴田巖さんは無実であると考えております。その根拠は単独犯では被害者が助けを呼ぶ声や悲鳴を出すことを押さえることが出来ません。しかし隣の住人は物が倒れる音などが聞こえたと言っています。4人も殺されているのに悲鳴一つ聞いていません。これは犯人が複数で被害者が悲鳴を上げないよう口を押さえるなど、複数の人間がいないと成り立たないことです。他にもこの事件は袴田さんを真犯人と考えるには疑問の多すぎます。とても死刑を言い渡すことが出来るとは思えません。どうか裁判をやり直し、疑問を晴らして下さい。

**(案 3.)** 私は貴最高裁判所に特別抗告を申し立てている、いわゆる「袴田事件」の犯人とされている、袴田巖さんの無実を信じている者です。袴田さんを有罪とした根拠である、ズボンはとても縮んだものではありません。ただ味噌に漬かっただけで袴田さんの太ももでつかえてはけないなど、到底袴田さんのものとは考えられません。どう見ても初めからサイズが小さすぎます。ぜひ、最初から裁判をやり直し、私が疑問に思っていることを明らかにして下さい。そして、一日も早く袴田さんを自由の身にして下さい。

**(案 4.)** 袴田さんの事件は発生当初から袴田さんを犯人とするには疑問があるとの声が事件地元の市民の中にありました。私も袴田さんが犯人ではないと考える一人です。決め手となった5点の衣類も、わざわざ確実に発見される味噌タンクに隠すなど真犯人ならとうてい考えないことです。これは発見されなければ困る人が考えたトリックとしか思えません。誰かが袴田さんを陥れるために考えた工作と考えた方が合理的です。

死刑判決を下す以上一点の疑問のない判決を書かなければならないと思います。裁判所は普通の市民が抱く疑問に回答を示しているとはとうてい考えられません。1日も早く再審の道を開いて下さい。

など、皆さんが疑問に感じていることを自筆で書面にして下さい。

そして、「日付」「住所」「氏名」を記入し最後に捺印して完成させて下さい

11月20日(月)の最高裁要請行動は、早朝からの情宣行動から始め、午前中に最高裁の担当者との面会を行いたいと思います。

# 東日本ボクシング協会

## 東京拘置所に袴田さんとの面会を求める

(報告)事務局長 山崎 俊樹

すでに前号で簡単な報告をしていますが、去る9月13日午後、東日本ボクシング協会 袴田厳再審支援委員会の 輪島功一委員長(東日本ボクシング協会会長・輪島ジム会長)、新田涉世実行委員長(東日本ボクシング協会理事・新田ジム会長)、金子健太郎委員(東日本ボクシング協会事務局長、金子ジム会長)らと姉・袴田秀子さんが、東京拘置所に袴田厳さんとの面会を試みました。

以下その経過です。

午後2時過ぎ、東京拘置所面会人専用の門で輪島さんたちと合流、拘置所内に入る。駐車場から、面会人受付までの道すがら、輪島さんたちに拘置所の処遇や面会・差し入れの手続きなど、簡単な説明をする。

一般面会人受付で面会申込書に、輪島功一さん、金子健太郎さん、新田涉世さん3名分の名前を記入してもら

う。もう一枚に袴田秀子さんと私の分を記入し窓口に提出。しかし、「一日の面会者は同時に3名までです」

「面会される方を3名だけ決めてください」と言われ、輪島さん、新田さん、袴田秀子さんの3名で再度申し込みを行う。



袴田厳さんが拘束されている東京拘置所

10分くらいして面会受付窓口の通路に呼ばれ、許可のない人は面会できないと告げられた。

「面会できる方は、許可を得ている方だけなので、袴田秀子さん以外の方は、面会することが出来ません」

「今日は、昔ボクシングをやった仲間として、来ている。ボクシングの話すれば元気も出るんじゃないかと思って来ている」

「面会には許可がある方だけですから」と繰り返される。と一悶着あった。

その後、窓口で秀子さんだけ、面会人番号8階195番のカードをもらい。申し込み手続きは終了。袴田さんが面会に応じることを願いながら、この間を利用し、秀子さんと新田さんは、東日本ボクシング協会の「グローブ」というフリーペーパーとボ

クシング雑誌の差し入れ手続きを秀子さんの名前でやる。

10分ほど経過した後、拘置所職員が「195番のかた、こちらに来てください。」と、面会受付窓口の通路に呼ばれ、

「本人が会いたくないと言っていますので」

「理由は何でしょうか」

「こちらの方ではわかりません。ただ、会いたくないということですので」

「何とか面会させてもらえないでしょうか」

「本人の意志ですから、これ以上は何も言えません」

面会人用の門を出て、輪島さん、新田さん、金子さん、秀子さんは静岡朝日放送のインタビューを受け、本日の面会をめぐる当局との対応と、面会が出来なかった報告、袴田徹再審支援委員会の取り組みなどを語った。

その後、袴田秀子さんの提案で、拘置所の事務所に行って(徹さんの様子や面会を断る理由などの)話を聞いてみようか、ということになり、一同拘置所の正門(警備所)



面会が叶わず、東京拘置所を出る秀子さん・輪島さん

に向かう。

正門警備の受付で、「袴田徹さんのことに関して、責任ある立場の人と話をしたい」旨申し込んだら、電話で申し込みをしてくれとのこと。(以前はそのまま取り次いでくれた)

電話番号を聞き、電話で申し込みを行う(この申し込みも音声ガイダンスに沿って行うもので、

以前と大きく変化していた)。以下 電話で、

「用件の趣旨がわからない」

「昨日も、本日も袴田さんに面会を申し込んだにもかかわらず、面会できなかった」

「面会に関することはここでは直接わからない」

「本人がなぜ面会を断るのか、理由を知りたい。もう3年以上も面会が出来ないことは、異常な状態だと感じている。袴田さんがどんな様子なのか話を伺いたい」

「上司と相談するのでしばらく待ってほしい」

しばらく待っていると、係の人が様子を見に来て、「もうしばらくここで待ってほしい」とのみ告げ、雨の中、私たちは全員正門横で待たされることになってしまった。

3時30分頃、総務部調査官・法務事務官の杉本勉氏が正門に現れ、

「面会は本人の意志ですから」

「昨日も、今日も断られています。異常と感じるでしょう」

「あくまでも、本人次第ですから」

「最後に面会したのが 2003 年の 3 月 10 日です。3 年半以上も面会が出来ていないんですよ。今日はこうやってボクシング関係の方も来られていますから、是非本人の様子など聞かせてもらいたい」

「(面会) 担当の者からの報告や連絡なども聞いていませんので、要望を聞くと言うことで、面会の許可がある方だけと話をします。」

「今日は、袴田さんのことを心配されてこうやってボクシング関係者の方も来られていますので、是非要望を聞いてもらいたい」

「要望の内容は違うんですか、同じでしょう、だったらお二人(秀子さんと山崎のみ)でいいじゃないですか」

「確かに要望の内容は、同じです。でも、それぞれの立場が違います。私は事件が発生した清水で支援している立場ですし、本日来られている輪島さんたちは、昔ボクシングをやっていた仲間としての立場です。ですから、同じ要望でもそれぞれの立場でお願いしたい。」

と、このようなやりとりの結果、袴田秀子さん、輪島功一さん、それに私の 3 名が拘置所の第一応接室まで通され、前述の杉本氏との面談を行った。拘置所側からは記録係として 1 名(氏名不詳)同席したが、発言はいっさいなかった。杉本氏との面談内容は以下の通り。(面談は午後 3 時 40 分頃から 4 時頃まで)

最後の面会から、すでに 3 年半が経過している。この間、私たちは弁護人も含め袴田さんの姿を確認していない。それを異常な状態だと考えてもらいたい。(山崎)

面会はいくまでも本人の意志であり、本人が会いたくないと言え、それ以上のことは出来ない。

本人に面会に出てくるように、手紙やはがきで、働きかけをしていますか。面会にいついつ行くから、会いに出てきてほしいと、連絡するようしてください。

厳には色紙にみんなで寄せ書きをして、いついつ面会に行くから、面会に出てくるようにと書いて差し入れをしている。それでも面会に出てこない。(秀子さん)

手紙やはがきを出しても、返事が全くないのだから、本人が読んでいるかどうかはわからない。そのこと自体を普通の状態ではないと考えてもらいたい。面会に来て、ただ「本人が“会いたくない”と言っていますので」ということだけしか言われないのですから(山崎)

私と袴田さんは 7 歳ぐらいしか違わないが、がボクシング界に入ったのは遅かった

から、入門したときは(袴田さんは)雲の上の存在みたいなものだった。ボクシングと一緒にやった仲間として、大先輩として、会えば一緒に語り合えることがいっぱいあるはずだ。また、同じ仲間じゃないとわからないこともいっぱいある。だから会って、あの時はこうだったなあ、こんなこともあったなあ、といろんなことを話せば、元気になることもきっとあるはずだと思う。(輪島さん)

私には難しいことはわからないが、ズボンがはけなかったと言うじゃないですか、血の付き方もおかしいじゃないですか、絶対袴田さんは犯人じゃないですよ。同じボクシングをやって、最後は気迫だと言うことを袴田さんに伝えたい。(輪島さん)

昨日もお姉さんは面会に訪れている。しかし、面会は出来なかった。そして今日も面会が出来なかった。私たちは、今の袴田さんがどんな状態なのか知りたいので教えて頂きたい。(山崎)

本人の状態は、担当が違うので今ここで何か伝えることも出来ない、ただ、あなた方来られたということは担当部の者や所長にも伝える。

袴田さんに、面会に応じるよう努力をしていただきたい。(山崎)

要望は担当部に伝えます。

現在、このようにボクシング協会の方たちも、袴田さんのことを心配されています。ぜひ、今後ボクシング協会の方も面会が出来るようにして頂けないか。(山崎)

面会に関しては、許可がある方に認められている訳ですから。ここで決められることはありません。こうしてあなた方が来られ、要望があったことは拘置所長に伝える。

袴田さんが会ってくれば、こうやってボクシングをやっている仲間も心配しているんだということがわかるんだから、また元気になると思う。最後は気迫だと言うことを、伝えたいんだ。伝われば、きっと袴田さんも前の状態になる。(輪島さん)

いつ頃までに返事がいただけるのか(山崎)

このような要望があったと言うことは伝えます。

よろしく申し上げます(秀子さん)

以上のようなやりとりであった。

# 横浜事件 再審控訴審がいよいよ始まる

横浜事件の再審を実現しよう全国ネットワーク・静岡

塚本 春雄

来月から始まる控訴審を前に、弁護団の森川金寿弁護士の突然の死去の知らせをき、おどろいています。

「横浜事件」の再審請求の裁判が始まった1968年以来、20年にわたって弁護団長をつとめてきたのです。去る2月9日、横は那智債での免訴判決直後の記者会見で、怒りに声を震わせながら「勝利するまで闘い抜く」と言い切った森川さんの姿がよみがえって来ます。

今、わかっている控訴審公判に日程は次の通りです。

第1回 2006年11月9日(木) 午後1時30分～

第2回 2006年12月7日(木) 午後1時30分～

いずれも東京高等裁判所第102号法廷

私はこの公判には上京します。傍聴したいと思っています。控訴審で横浜地裁の免訴判決をたださなければなりません。

治安維持法下の言論弾圧を裁く歴史的な裁判です。

このニュースの読者の皆さん

控訴審の公判に注目して下さい。

控訴審の公判を傍聴しませんか。

静岡からも公判当日は東京高裁へ（2006年10月20日記）